

事務連絡  
令和4年4月5日

各高齢者関係施設等  
施設長・管理者様

熊本県健康福祉部  
長寿社会局高齢者支援課長

### 熊本県介護職員処遇改善支援補助金（介護分）交付要綱等について（通知）

介護職員処遇改善支援補助金については、令和4年3月29日付け事務連絡で「介護職員処遇改善計画書」等の提出をお願いしているところですが、令和4年4月1日付けで国の交付要綱が発出されたことに伴い、標記交付要綱を別添のとおり定めましたので通知します。

また、国の交付要綱発出等に伴い、令和4年3月29日付けで提出を依頼している「介護職員処遇改善計画書」について、下記3のとおり様式の追加及び変更を行いますので、提出期限までの期間が短い中恐縮ですが、御対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

1 国の交付要綱（令和4年度（令和3年度からの繰越分） 介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分） 実施要綱）

別添のとおり

2 熊本県介護職員処遇改善支援補助金（介護分（交付要綱）

別添のとおり

3 「介護職員処遇改善計画書」の様式追加及び変更

(1) 様式の追加について【全事業者 御対応ください】

令和4年3月29日付け事務連絡で依頼した様式に加え、別紙様式2「介護職員処遇改善支援補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書」を、令和4年4月15日（金）【必着】までに電子メール（宛先：kaigo@k-kaizen.com）で提出くださいますようお願いいたします。

\*既に提出いただいている事業者につきましては、メール本文のタイトルに「【追加】」と記載してください。

(2) 別紙様式2-1、2-2「介護職員処遇改善計画書」の様式変更について

別紙様式2-1、2-2「基本情報入力シート」の「3 加算・補助金対象事業所に関する情報」の表中「サービス名」のプルダウンで選べるサービス区分を増やしました（次々頁参照）。

3月29日に送付した様式2-1、2-2で選択できないサービスにより補助申請をされる場合は、今回送付した様式2を使ってくださいますようお願いいたします。

\*既に提出いただいている事業者で今回送付した様式2-1、2-2を使用する必要がある場合は、お手数ですが今回送付した様式2-1、2-2で再提出願います。その際、メール本文のタイトルに「【差替】」と記載してください。

※ 「介護職員処遇改善加算等計画書」の提出期限も4月15日となっていますが、当補助金とは様式・提出先が異なりますので注意してください。加算等・補助金の双方を申請する場合は、双方にそれぞれの様式を提出してください。

## 【まとめ】

### ●4月15日（金）までに提出いただく必要がある書類

- ① **【追加】**別紙2 介護職員処遇改善支援補助金の交付決定及び支払に係る申請書  
兼請求書及び留意事項に対する同意書
- ② 別紙様式2-1 介護職員処遇改善支援補助金計画書
- ③ 別紙様式2-2 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）
- ④ **【国交付要綱案（熊本県ホームページに掲載）7（6）に該当する場合※1のみ】**  
別紙様式4 介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書  
※1 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合
- ⑤ **【債権譲渡を行っている事業所のみ】**口座振込申出書（法人名義の口座に支払います）
- ⑥ **【債権譲渡を行っている事業所で振込先口座が法人代表者以外の名義の場合のみ】**委任状（郵送）

} 同じファイル・別シートです  
※サービス名差替

### ●提出方法

- ①～⑤ 電子メールにより [kaigo@k-kaizen.com](mailto:kaigo@k-kaizen.com) あて提出
- ⑥ 「〒862-0954 熊本市中央区神水1-3-1 熊本県処遇改善支援事業コールセンター」あて郵送  
【令和4年4月15日（金）必着】

※様式等掲載先：熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/123899.html>

☞ 県HP（トップページ）の「ページ番号でさがす」に「123899」を入力すると表示されます。

(担当部署)

熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者支援課

入所系：施設介護班 096-333-2217

居宅系：居宅介護班 096-333-2219

3 (1)関係 (様式2-1、2-2の「サービス名」 変更一覧)

令和4年3月29日に送付した様式で選べるサービス区分	今回修正した様式で選べるサービス区分
訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 訪問入浴介護 通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 (介護予防) 短期入所生活介護 介護老人保健施設 (介護予防) 短期入所療養介護 (老健) 介護療養型医療施設 (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外)) 介護医療院 (介護予防) 短期入所療養介護 (医療院) 訪問型サービス (独自) 通所型サービス (独自)	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問入浴介護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護老人保健施設 短期入所療養介護 (老健) 介護療養型医療施設 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外)) 介護医療院 短期入所療養介護 (医療院) 訪問型サービス (総合事業) 通所型サービス (総合事業) 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 (老健) 介護予防短期入所療養介護 (病院等 (老健以外)) 介護予防短期入所療養介護 (医療院)